

新型コロナウイルス感染症対策のための追加要望

1 医療提供体制の確保

国の予備費を活用して簡易陰圧装置や帰国者・接触者外来の設備（個人防護具等）の整備に対する支援を行うこととされているが、供給不足の状況にある。

また、簡易陰圧装置は1か月程度の工期を要し、直ちに整備することも困難であるため、以下の2点について対策を講じること

(1) 増産体制の整備

簡易陰圧装置や帰国者・接触者外来の設備の増産体制を早期に整備すること

(2) 支援期間の延長

整備に対する今年度の国の支援対象は、令和2年3月中に整備完了するものに限定されており、3月中に整備が完了しなかった場合は国の支援対象外となる。

今般、新年度着手分に支援対象が拡充されたが、感染地域が拡大する中、できるだけ早く医療提供体制の構築に着手する必要がある。

今年度の支援対象について、4月以降に設置が完了する分についても対象とするため、国において必要な予算額を繰り越すこと

2 衛生用品の安定供給

マスクの増産に向けた国内メーカーへの支援が行われ、週1億枚の生産がなされている。しかし、急激な需要の高まりや転売を目的とした買い占め等により、一般国民のみならず、医療関係者や社会福祉施設等の職員・入居者等でも入手困難な状況が続いている。消毒用アルコール等でも同様の状況が続いているため、以下の対策を講じること

(1) 更なる増産体制の整備

不足しているマスク、消毒液等の衛生用品の更なる増産体制を早期に整備すること

(2) 実効性の高い不正転売対策

ネットオークション事業者への自粛要請がなされたが、適切な流通体制を確立するため、チケット不正転売禁止法と同様に法制化するなど、より実効性の高い対策を講じること

(3) 国民生活安定緊急措置法の柔軟な運用

国民生活安定緊急措置法に基づき、国が一括してメーカーから買い取ったマスクを感染者の広がりが見える北海道内の市町村に配布することとなった。

今後、感染者が発生した他の都府県においても、同法に基づく柔軟な運用を行うこと

3 中小企業の資金調達支援

(1) セーフティーネット保証に係る信用保証料率の引き下げ

中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、セーフティーネット保証に関する保証料の引き下げなど、負担軽減を図る必要がある。

このため、信用保証協会から日本政策金融公庫への保険料の引き下げなどを行うこと。あわせて、同公庫への信用保険向け政府出資金を十分に確保すること。

(2) セーフティーネット保証5号対象業種の迅速な指定

セーフティーネット保証5号については、特に重大な影響が生じているとして、宿泊業や飲食業など40業種が対象業種に緊急的に追加される。

しかし、それ以外の真珠加工業や釣針製造業などについても、中国向け輸出が多く、売上が減少し、重大な影響が生じているため、迅速に指定を行うこと